

## 第四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年六月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年徳島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「別表」を「別表第一」に改め、同項に次の一号を加える。

三 別表第二の上欄に掲げる県の執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務

第二条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 別表第二の上欄に掲げる県の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の下欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

本則に次の一条を加える。

（個人番号カードの利用）

第三条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十八条第二項第二号の条例で定める事務は、県の職員が職務に従事する際の本人確認の事務であつて規則で定めるものとする。

別表中七の項を十の項とし、六の項を九の項とし、同項の前に次のように加える。

第四号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について

|         |  |
|---------|--|
| 八 教育委員会 | 徳島県奨学金貸与条例（平成十四年徳島県条例第三十五号）による奨学金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの |
|---------|--|

別表中五の項を七の項とし、二の項から四の項までを二項ずつ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。

|      |   |
|------|---|
| 二 知事 | 肝炎の治療に係る医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの                               |
| 三 知事 | 徳島県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年徳島県条例第十五号）による掛金の額の減額に関する事務であつて規則で定めるもの |

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第二条関係）

| 執行機関 | 事務  | 特定個人情報  |
|------|---|---|
| 一 知事 | 外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの | 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百二十四号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの |
| 二 知事 | 徳島県心身障害者扶養共済制度条例による掛金の額の減額に関する事務であつて規則  | 生活保護法による保護の実施に関する情報であつて規則で定めるもの   |

で定めるもの

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

県民の利便性の向上及び行政事務の効率化に資するため、個人番号及び特定個人情報並びに個人番号カードの利用に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。